

平成 28 年度

府民公募型整備事業

応募要領

募集期間及び提案方法

募集期間	平成 28 年 4 月 1 日（金）から 5 月 31 日（火）※当日消印有効
提案方法	① 京都府ホームページの提案フォームから提案 ② 来庁、郵送、FAX による提案
提出先	提案窓口一覧の最寄りの施設に提出 ・ 道路、河川等に関する提案 … 京都府の各土木事務所 ・ 信号機等に関する提案 … 最寄りの警察署

京 都 府

京都府が管理する道路や河川、建物等において、従来の事業手法に加え、府民のみなさんが日頃から感じておられる身近な改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民協働型の新しい公共事業の手法です。

これにより、府民のみなさんの自らの地域を良くしようとする気持ちや府の施設、公共事業に対する関心を高めていただくとともに、地域に密着した身近な安心・安全や景観の向上を図ります。

生活者・利用者の視点から身近な提案をお願いします。
(京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>)

1 安心・安全整備

(1) 対象となる施設

次の京都府が管理する道路や河川、建物等が対象。

道 路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など（京都市内の道路は国又は京都市）
河川・港湾	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設 ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路
府立学校	府立高校など
交通関係	府内の交通規制関係施設（信号機、横断歩道など）
その他	府が管理している建物、施設（府立病院、公園、植物園など）

※ 京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）から検索できます。

(2) 対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、もしくは勤務先や通学先（PTA等学校関係の方）、通院先等がある方の身近な安心・安全につながる小規模な改修工事や修繕工事。

<対象工事の具体例>

道 路	道路側溝の整備、歩道の段差解消、部分的な舗装補修、ガードレールや転落防止柵の設置など
河川・港湾	河川護岸・堤防の修繕、堆積著しい土砂の浚渫、流れを阻害する立木の伐採など
府立学校	府立高校の施設修繕など
交通関係	信号機の整備、横断歩道の設置など
その他	府管理施設のバリアフリー化、治山施設の修繕工事など

<対象外工事の例>

京都府管理施設でないもの	・ 国や市町村等の管理施設に関する工事は対象外
安心・安全につながらないもの	・ 利便性向上や公共性のないものは対象外
公共性がないもの	・ 特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外 ・ 地域の要望と整合していないものは対象外
本年度内に完成できないもの（用地取得や測量調査などを含む）	・ 工事期間が概ね半年以上となるような大規模な工事や建物の新築や大規模な改築工事は対象外 ・ 用地取得や関係機関との調整などが本年度内に整わないことが明確なもの（採択後であっても、調整が本年度内に整わなければ、原則実施不可となりますのでご注意ください。） ・ 事業費が概ね2,500万円を超えるものは対象外（用地取得費等を含む）
早期の対策を要しないもの	・ 道路の舗装で早期の補修を必要とする部分的なひび割れや剥離等でないものは対象外（舗装機能を保持するため一定区間定期的に行うオーバーレイ等による補修と同内容のもの） ・ 河川で土砂堆積が少なく早期の浚渫が必要ないものは対象外（※『過去5年間に水防団待機水位以上の出水履歴（水防団待機水位設定のない河川は最近傍の設定河川の履歴）があり、京都府の河川維持管理計画・河道流下断面確保の規定を満たす浚渫』でないもの）
実施が適切でないもの	・ 関係法令や構造基準、技術基準と適合しないものは対象外

※ 用地買収を伴う提案も可能ですが、土地所有者の協力が得られない場合や公図混乱等で本年度内に工事着手できない場合は、本事業では原則実施不可となりますのでご注意ください。

※ 工事着手とは、工事の請負業者と請負契約を締結することをいいます（以下同じ）。

2 景観整備

2-1 景観整備（美化）

（1）対象となる施設

次の京都府が管理する道路、河川、港湾、府立学校、交通関係の施設が対象。

道 路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など（京都市内の道路は国又は京都市）
河川・港湾	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設 ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路
府立学校	府立高校など
交通関係	府内の交通規制関係施設（信号機、横断歩道など）

※ 京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）から検索できます。

※ 景観整備（美化）は、上記以外の府管理施設は対象外です。

（2）対象となる工事

提案箇所の地域にお住まいの方、もしくは勤務先や通学先（PTA等学校関係の方）、通院先等がある方の身近な景観の向上につながる小規模な改修工事や修繕工事。

<対象工事の具体例>

道路照明施設、ガードレールなど防護柵の取り替えや再塗装、
カラー舗装、インターロッキング舗装等の修繕
橋梁の高欄、歩道橋の再塗装、標識等看板の補修
府立高校の施設修繕など
信号柱の再塗装など

※ 既存施設について、老朽、劣化により錆等が発生し、品質上の低下が認められるもの

<対象外工事の例>

京都府管理施設でないもの	・対象となる施設以外の工事は対象外
景観向上につながらないもの	・美化の向上につながらないものは対象外
公共性がないもの	・特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外
施設の形状やデザイン等を変更するもの	・道路照明の塗装で着色変更は対象外 （※防護柵色彩選定計画に基づく着色変更は可能）
効果が一時的なもの	・道路や河川周辺の除草や清掃、落書き除去などは対象外 ・不法に投棄・占拠された物などの撤去は対象外
本年度内に完成できないもの （測量調査などを含む）	・用地の取得が必要なものは対象外 ・工事期間が概ね半年以上となるような大規模な工事や建物の新築・大規模な改築工事は対象外 ・関係機関との調整などが本年度内に整わないことが明確なものは対象外（採択後であっても、調整が本年度内に整わなければ、原則実施不可となりますのでご注意ください。） ・概算事業費が概ね500万円以上のものは対象外

2-2 景観整備「もうひとつの京都」

「海・森・お茶の京都」及び「京都・西の観光」（以下「もうひとつの京都」）エリアで、もうひとつの京都のマスタープラン等（以下「地域のマスタープラン等」）に資する景観整備

「海・森・お茶の京都」ホームページ：<http://www.pref.kyoto.jp/anotherkyoto/>

「京都・西の観光」ホームページ：<http://kyoto-go-west.info/>

※「もうひとつの京都」エリア：府内市町村全て

※地域のマスタープラン等は各市町村のホームページを、「京都乙訓ダイナミックシティーズ構想」は、次のホームページをご参照ください：<http://www.pref.kyoto.jp/kikakuriji/miyako.html>

(1) 対象事業

地域のマスタープラン等を作成している市町村内の、京都府が管理する以下の施設の景観整備であること

道 路	京都府が管理している国道及び府道 ※対象外：国等が管理する高速道路、国道1号、9号、24号、27号、163号の一部、171号、478号、市町村道など（京都市内の道路は国又は京都市）
河川・港湾	京都府が管理している一級河川及び二級河川、港湾施設 ※対象外：国が管理する一級河川の区間（淀川、桂川の一部、木津川、宇治川、由良川の一部等）、市町村が管理する河川や水路

※ 京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>）から検索できます。

※ 景観整備「もうひとつの京都」は、上記以外の府管理施設は対象外です。

(2) 対象となる工事

「もうひとつの京都」で統一感のある魅力的な景観形成に資する小規模な改修・修繕工事。

＜対象工事の具体例＞

道路照明施設、ガードレールなど防護柵の取り替えや再塗装、
カラー舗装、インターロッキング舗装等の修繕
橋梁の高欄、歩道橋の再塗装、標識等看板の補修

※ 既存施設について、老朽、劣化により錆等が発生し、品質上の低下が認められるもの

＜対象外工事の例＞

京都府管理施設でないもの	・対象となる施設以外の工事は対象外
景観向上につながらないもの	・美化の向上につながらないものは対象外
公共性がないもの	・特定の個人や団体等の利益に限られる工事は対象外
施設の形状やデザイン等を変更するもの	・道路照明の塗装で着色変更は対象外 （※防護柵色彩選定計画や地域のマスタープラン等に基づくデザイン・着色変更は可能）
効果が一時的なもの	・道路や河川周辺の除草や清掃、落書き除去などは対象外 ・不法に投棄・占拠された物などの撤去は対象外
本年度内に完成できないもの （測量調査などを含む）	・用地の取得が必要なものは対象外 ・工事期間が概ね半年以上となるような大規模な工事や建物の新築・大規模な改築工事は対象外 ・関係機関との調整などが本年度内に整わないことが明確なものは対象外（採択後であっても、調整が本年度内に整わなければ、原則実施不可となりますのでご注意ください。） ・概算事業費が概ね500万円以上のものは対象外

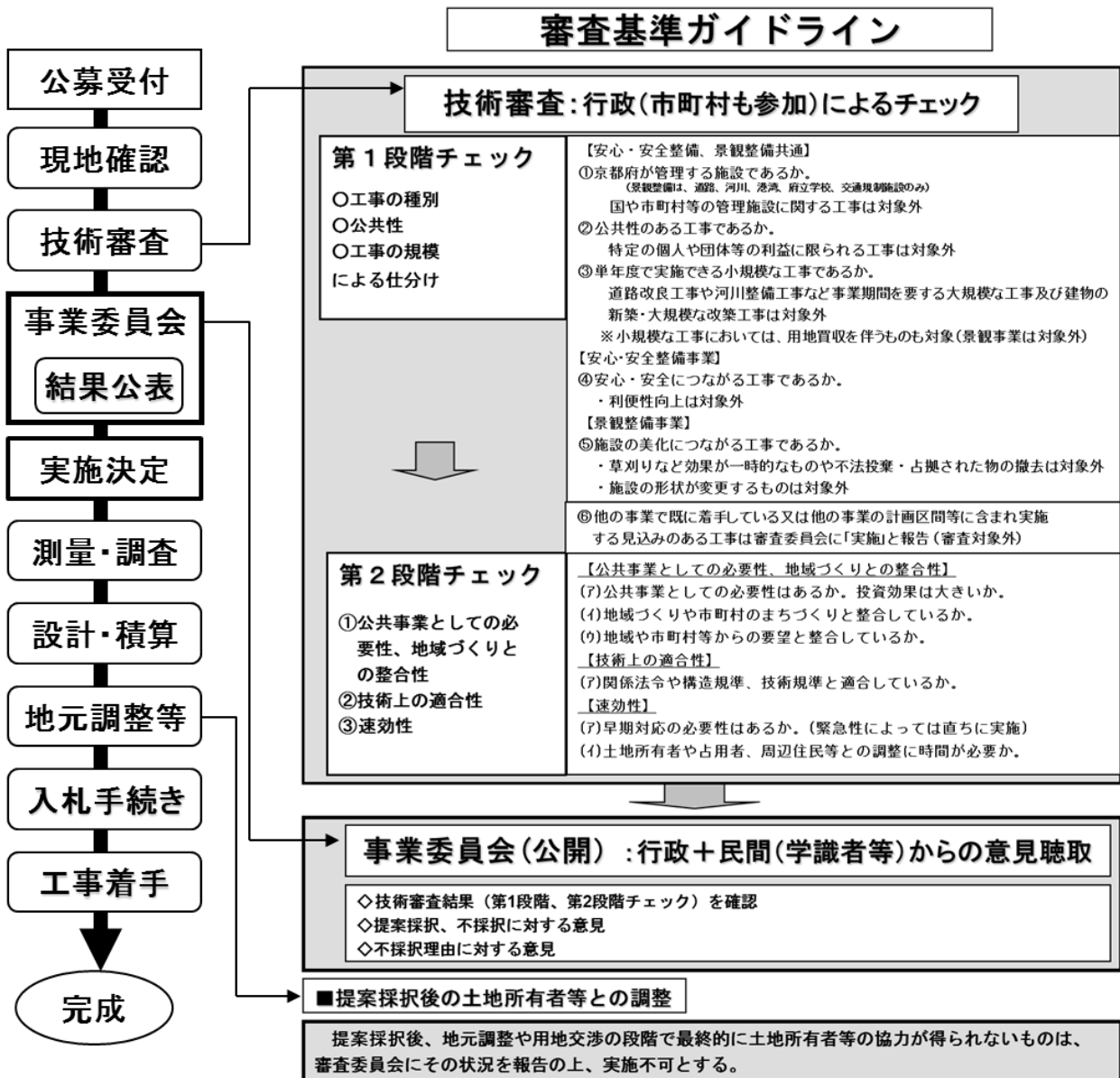
3 提案いただいた工事の実施まで

(1) 府民公募型整備事業委員会

いただいた提案は、工事担当課において『審査基準ガイドライン』に基づき技術審査を行い、それをもとに「府民公募型整備事業委員会」において、工事の実施について意見をいただきます。事業委員会は、各振興局等において随時開催します。

(2) 結果の公表

結果をホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/koubo-kouji/>) で公表します。また、提案者へは郵送にて結果をお知らせします。



※ 緊急性の高いものから実施し、委員会から工事着手まで概ね4～5か月かかります。
 また、用地交渉など地元調整に時間を要し本年度内に工事着手できない場合は、原則本事業では実施不可となります。

4 個人情報の取扱いなどについて

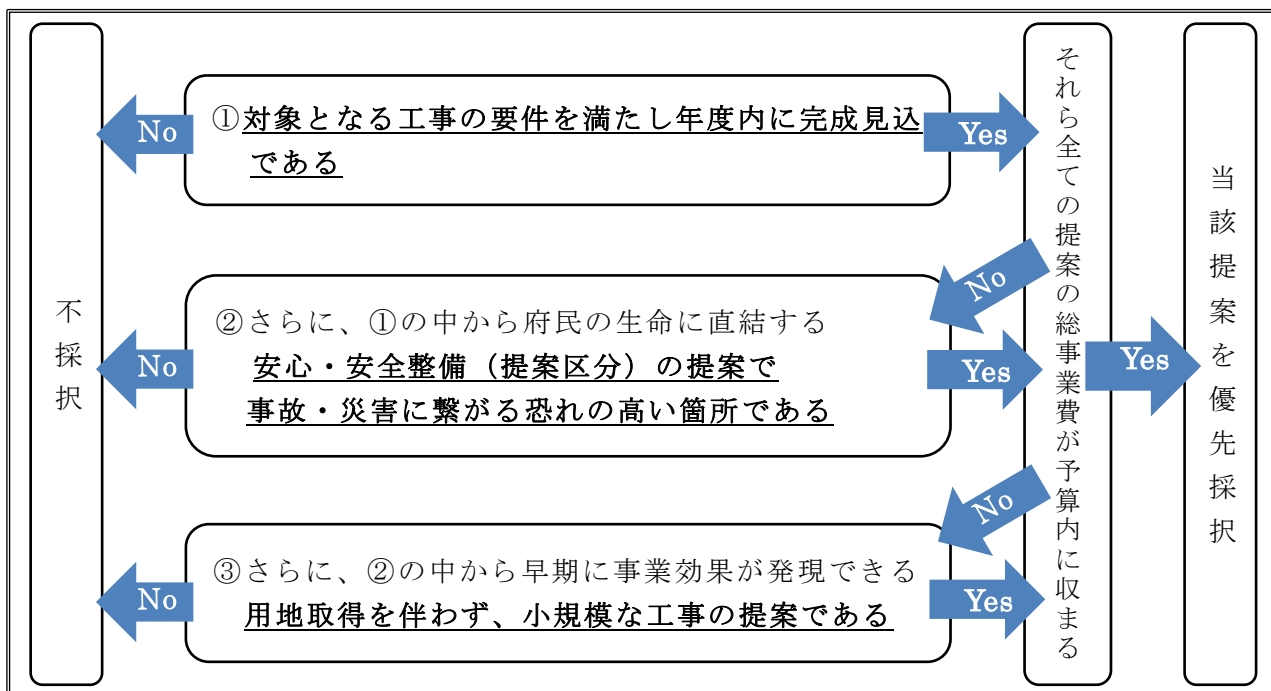
- ・ 提出いただいた提案書は、受付窓口から工事担当課へ引継ぎ、工事担当課から内容の確認等のご連絡をさせていただく場合があります。
- ・ 個人情報は非公表とし、本事業の目的以外での個人情報の利用はいたしません。

5 道路や河川・港湾施設の採択について

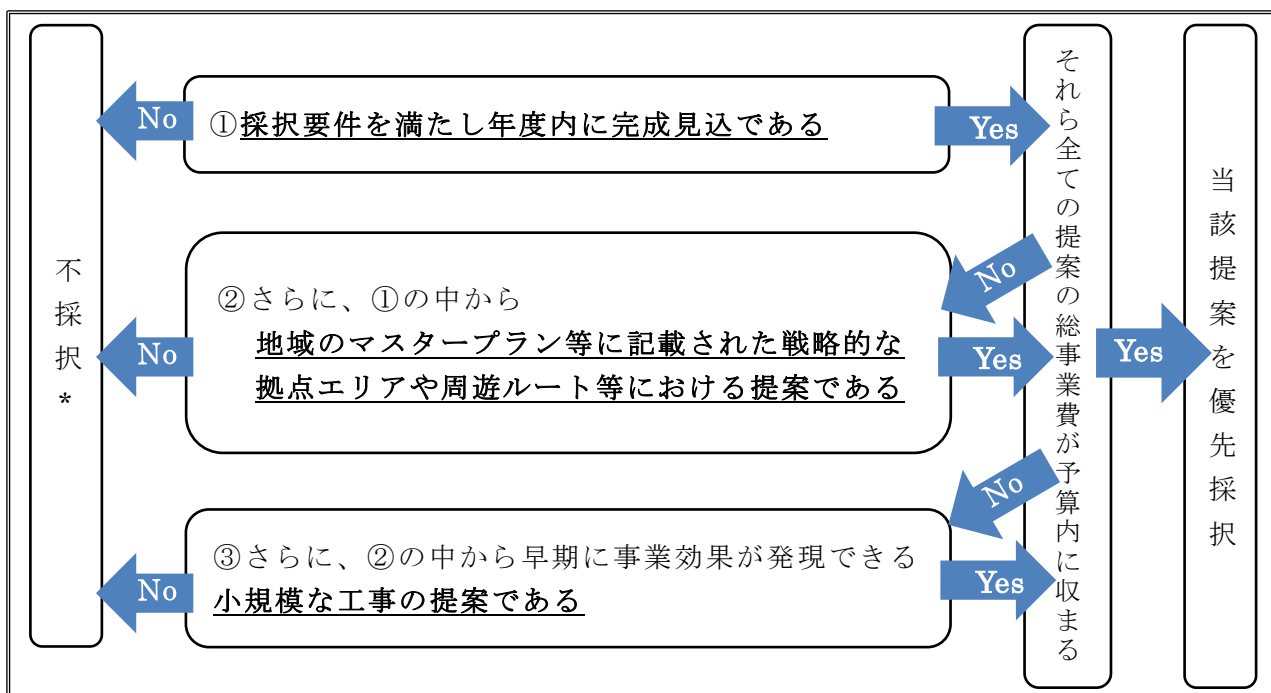
(1) 採択にあたって

京都府が管理している道路・河川・港湾施設については、以下のフローに沿って優先順位付けし予算の範囲内で採択します。

(2) 安心・安全整備及び景観整備（美化）の優先順位付けフロー



(3) 景観整備「もうひとつの京都」の優先順位付けフロー



* 不採択となった提案でも 2-1 景観整備(美化) (提案区分) として採否を検討する場合があります

6 受付窓口一覧

※電話による提案は受付できません。

受付窓口		住所	FAX番号	電話番号
【京都市内】				
府民総合案内・相談センター	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入 1号館1階	075-411-5001	075-411-5000
京都土木事務所	606-0821	京都市左京区賀茂今井町10-4	075-701-0104	075-701-0106
【山城地域】				
山城広域振興局総務室	611-0021	宇治市宇治若森7-6	0774-21-2106	0774-21-2101
乙訓地域総務室	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-932-4570	075-921-0183
田辺地域総務室	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-63-6461	0774-62-0173
木津地域総務室	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-8531	0774-72-0051
乙訓土木事務所	617-0006	向日市上植野町馬立8	075-931-2150	075-931-2473
山城北土木事務所	610-0331	京田辺市田辺明田1	0774-65-2649	0774-62-0547
山城南土木事務所	619-0214	木津川市木津上戸18-1	0774-72-0830	0774-72-9685
【南丹地域】				
南丹広域振興局総務室	621-0851	亀岡市荒塚町1丁目4-1	0771-24-4683	0771-22-0422
園部地域総務室	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-3924	0771-62-0360
南丹土木事務所	622-0041	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-3494	0771-62-0310
【中丹地域】				
中丹広域振興局総務室	625-0036	舞鶴市字浜2020番地	0773-63-8495	0773-62-2500
綾部地域総務室	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-4663	0773-42-0480
福知山地域総務室	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-23-8242	0773-22-3901
中丹東土木事務所	623-0012	綾部市川糸町丁島10-2	0773-42-7546	0773-42-8763
中丹西土木事務所	620-0055	福知山市篠尾新町1丁目91	0773-22-5167	0773-22-5811
【丹後地域】				
丹後広域振興局総務室	627-8570	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-5894	0772-62-4301
宮津地域総務室	626-0044	宮津市字吉原2586-2	0772-22-1794	0772-22-2700
丹後土木事務所	626-0044	宮津市字吉原2586-2	0772-22-3250	0772-22-2143
【信号機等に関するご提案】				
川端警察署	606-8351	京都市左京区岡崎徳成町1	075-451-0024	075-771-0110
上京警察署	602-8386	京都市上京区御前通今小路下る馬喰町692-1		075-465-0110
東山警察署	605-0862	京都市東山区清水四丁目185番6		075-525-0110
中京警察署	604-8804	京都市中京区壬生坊城町48-16		075-823-0110
下京警察署	600-8413	京都市下京区烏丸通高辻上る大政所町682		075-352-0110
下鴨警察署	606-8206	京都市左京区田中馬場町6		075-703-0110
伏見警察署	612-8384	京都市伏見区下鳥羽浄春ヶ前町101		075-602-0110
山科警察署	607-8185	京都市山科区大宅神納町167		075-575-0110
右京警察署	616-8162	京都市右京区太秦蜂岡町31		075-865-0110
南警察署	601-8444	京都市南区西九条森本町39-2		075-682-0110
北警察署	603-8202	京都市北区紫竹東桃ノ本町25~31		075-493-0110
西京警察署	615-8236	京都市西京区山田大見町7・8合地		075-391-0110
向日町警察署	617-0006	向日市上植野町上川原5		075-921-0110
宇治警察署	611-0021	宇治市宇治宇文字2-12		0774-21-0110
城陽警察署	610-0111	城陽市富野久保田1-4		0774-53-0110
八幡警察署	614-8071	八幡市八幡五反田37-8		075-981-0110
田辺警察署	610-0332	京田辺市興戸小毛詰1		0774-63-0110
木津警察署	619-0214	木津川市木津南垣外15		0774-72-0110
亀岡警察署	621-0805	亀岡市安町大池8		0771-24-0110
南丹警察署	622-0014	南丹市園部町上本町南2-5		0771-62-0110
綾部警察署	623-0053	綾部市宮代町宮ノ下6・7・8合地		0773-43-0110
福知山警察署	620-0882	福知山市字堀小字上高田2108-3		0773-22-0110
舞鶴警察署	624-0853	舞鶴市南田辺9		0773-75-0110
宮津警察署	626-0041	宮津市字鶴賀2151		0772-25-0110
京丹後警察署	627-0042	京丹後市峰山町長岡469-1		0772-62-0110

□事業制度の問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入

京都府建設交通部監理課

TEL : 075-414-5184

FAX : 075-414-5183

京都府教育委員会管理課

TEL : 075-414-5768

FAX : 075-432-5985

京都府警察本部交通規制課

TEL : 075-451-9111(内線:5211)

FAX : 075-451-0024